

投資信託電子サイン取引に関する規定

株式会社但馬銀行

(規定の趣旨)

第1条 この規定は、株式会社但馬銀行（以下「当行」といいます。）が所有するタブレット端末等（タッチパネル型の電子計算機）を利用し、お客さまからの電子サイン（電子ペンによる署名）による投資信託取引の受付等を行うに際し、お客さまと当行の間の権利義務関係を明確にするために定められるものです。

2 本規定に別段の定めがないときは、「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」等の諸法令および当行の定める「証券取引規定集」に掲げる各規定に従うものとします。

(投資信託取引の申込意思確認)

第2条 お客さまが、タブレット端末等による投資信託の募集・購入・解約及び投資信託の定時定額購入サービス（たんぎん投信自動積立）を行うときは、タブレット端末等に表示された投資信託取引内容及び確認事項を確認のうえ、タブレット端末等の画面上に署名するものとし、当行はタブレット端末等への電子サインをもってお客さまの申込の意思確認を行います。

2 お客さまが電子サインにより投資信託の募集・購入・解約及び投資信託の定時定額購入サービス（たんぎん投信自動積立）を申し込まれる場合は、お客さまによるお届けの印鑑の押印を要しないものとします。

(本人確認等)

第3条 申込者が、タブレット端末等による投資信託取引を行うときは、お取引の都度、本人確認資料（運転免許証、個人番号カード等、その他当行が定める本人確認書類）をご提示いただきます。

2 当行は、申込者があらかじめお届けいただいた氏名、生年月日、住所と本人確認資料の一致をもって、投資信託口座名義人本人とみなします。

3 前項の本人確認手続が相当の注意をもって行われ、本人に相違ないものと認めて投資信託取引に関する取扱いを行った場合には、投資信託口座名義人本人でなかったとき、電子サイン、本人確認書類等につき偽造・変造があったとき、またはその他の事故があったときでも、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

(取引内容の送付)

第4条 当行は、電子サインによる申込みの受付等の後、速やかに申込みの受付等に関する情報を記載した書面を作成し、お客さまに送付することとします。

(合意管轄)

第5条 この規定に関するお客さまと当行との間の訴訟については、当行の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

(規定の変更)

第6条 この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、当行ホームページ等への掲載又はその他相当の方法により周知します。

附則

この規定は、令和8年3月2日より適用させていただきます。

以上